

# 第 61 回鎌倉市景観審議会議事録

日時：令和 7 年（2025 年）5 月 9 日（金）

午後 4 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

場所：鎌倉市役所第 6 分庁舎 602 会議室

## 1 出席者

### （1）委員

ア 現地：志村会長、泉山委員、小川委員、田邊委員、中西委員、早川委員

イ オンライン：赤松委員、竹内委員、奈須委員

### （2）事務局：都市景観部部長 古賀

都市景観部次長 須山

都市景観部都市景観課課長 若林

都市景観部都市景観課都市景観担当 担当係長 平井

都市景観部都市景観課都市景観担当 渡邊、芝、大武

## 2 議題

### （1）報告事項 1

景観アドバイザーの委嘱について

### （2）報告事項 2

高度地区の高さ制限を超過する建築物の建築について

### （3）報告事項 3

令和 6 年度景観計画の実績報告について

### （4）報告事項 4

景観計画の改定について

### （5）つり下げ広告旗の審議の進め方について

## 3 議事内容

以下のとおり

### ＜1 前回議事録の確認について＞

第 60 回鎌倉市景観審議会の議事録について確認を行った。

### ＜2 議題＞

以下のとおり

#### （1）報告事項 1 景観アドバイザーの委嘱について

事務局から資料に基づき、景観アドバイザーの委嘱について説明

〔委 員〕 景観アドバイザーが、どのような活躍をしているのか伺いたい。どれくらい市民にニーズがあり、

どのような案件をお願いしているのか聞きたい。

〔事 務 局〕 頻度は、年に 2 件程度となるが、相談の無い年度もある。北村先生は、法律の専門家であるため、

条例制定や改正の際に制度設計について法律的な意見を頂いている。志村先生は、建築の歴史やデザインの専門家であるため、直近の事例としては、坂ノ下の漁港に関する計画及び文学館の増築計画等の公共施設の意匠及び構造等の意見を頂いていた。田邊先生は、色彩の専門家であるため、建築物だけでなく、直近の事例だと釣迦堂切通しの道路舗装等について意見を頂いていた。専門分野に応じて相談しており、長きにわたり、様々なご意見を頂いている。

- [委 員] 大切な制度であり、適切に派遣されていると良い。様々な相談事例があることが分かった。
- [会 長] 鎌倉市だから厳しくなくてはならないと思う。事業者は、良い計画だと思っていても、専門的に見ると違うことが多い。そのため、専門家として意見を伝えることは必要性があると感じている。
- [会 長] 以上、議題（1）の報告事項について了承ということでおろしいか。
- [一 同] 異議なし。
- [会 長] それでは、議題（1）の報告事項は了承とする。

## （2）報告事項2 高度地区の高さ制限を超過する建築物の建築について

事務局から資料に基づき、高度地区の高さ制限を超過する建築物の建築について説明

- [委 員] 建物の外観について、どのように解釈をしたのか確認したい。製造棟は、コンクリートPC板のグレーを使用している。また、1階との分節ラインあるいは、屋上の設備機器を囲う壁面については黒を使用しているが、図面とパース図からしかわからない。工作棟の素材は、おそらく金属板のサンディッシュパネルを使用しており、シルバー及びゴールドの配色だが、光沢感がどの程度あるかを見極めたい。製造棟の基調色は、組み合わせている色彩が暗く、明度差が5程度ある。世田谷区及び千代田区は、明度差に対して基準を設けており、明度差5程度では基準に適合していないため、配色がかなりきつめに見える。また、長辺は78mあるが、川崎市景観計画では、建物の長辺が70mを超えると圧迫感が生じやすいため、届出対象となる。そのため、70mを超える壁面を単色とする場合は、圧迫感を軽減する協議を行う余地があると思う。工作棟で使用しているシルバーは、それほど違和感はないが、ゴールドは派手であるため、多くの企業が使用を躊躇する。ゴールドのマンセル値は、彩度0.4だが光沢のあるものを機械で測定すると、低彩度と判定される。そのため、使用する材料を確認してから、次に進む必要がある。屋上に配置された設備機器類が、隠しきれていらない部分があるため、外部からどのくらい見えるのか確認してほしい。例えば、千代田区では設備機器類は、全体を隠さなければならないとしている。専門的な立場から言うと、調整の余地があると思うため、景観アドバイザーの活用も含めて、当該計画のように突出する案件は、丁寧に進めてほしい。

[事務局] 指摘のあったゴールド及びシルバーは、艶消しであることを確認している。サンプルを提出させ、反射性の低い、光沢感の無いものを選定するよう指導したい。

- [会 長] ゴールドと記載されているが、図面からは、薄い黄色みのグレーに見える。実際は、図面よりも派手に見える可能性があるため、反射性について検討する必要がある。  
まちづくり審議会及び都市計画審議会、景観審議会の3つで取り扱っている理由及び何を審議しているのか説明がほしい。

[事務局] まちづくり審議会は、まちづくり条例に基づき、市民からの意見を踏まえた上で、各部署がもつてている行政計画等に基づいて助言指導を行う。事業者は、その助言指導に対して見解を回答する。景観審議会は、高度地区の高さ制限を超えるため、景観計画に基づき報告をしている。都市計画審議会では、都市計画法に基づき、高さ制限に対して適用除外を認めるため、諮問を行う。

- [事務局] まちづくり条例に基づき、大規模な建築計画に対して、事前に広く市民へ周知を図る目的で、公表をしている。最初に市民から意見があり、まちづくり審議会の委員からの意見も含めて、業者に対して助言指導という形で、事業者に伝える仕組みとなる。例えば、都市景観課からは、景観計画に基づき産業地及び一部農地であるため、その基準等を助言指導でお伝えする。そして、まちづくり審議会の審議を経て、助言指導を発出する。それに対して、事業者は方針という形で回答し、具体的な手続きに進む。

[会 長] 広告物及び窓の大きさ等、景観上気になることについても意見を頂きたい。

- [委 員] 報告事項となるため、大幅な変更は難しいと思うが、最低限検討してほしいこととして、製造棟で

使用している黒を、工作棟で使用している明度3.8のグレーに合わせることはできないか。対比感を抑えることができるため、最小限であるが有効な手法であると思う。

[会長] 2棟が並んだ時に、景観としてどう見えるのかが気になる。報告事項となるため、難しい部分もあるが意見として伝えてほしい。

[委員] 歩行者景観の検討資料が無いが、このような建物の沿道景観は殺伐としたものになりやすい。また、植栽計画は樹種の記載があるが、高さ及び形がどのように見えるのかがわからない。歩道との敷地境界のおさまりも気になる。細かい部分の議論があると良いと思う。

[委員] 出社する途中で、当該計画の工場を見かけるが、かなり広い敷地でセキュリティが厳重であるため、一般の方が近寄ることができない位置に配置されていると思う。既に、幾つかの工場が建っており、その一部を建替えるという計画である。工場の高さが何メートルで、建て替える2棟は他の建物より突出しているのかが知りたい。

[事務局] 冒頭に説明をすれば良かったが、計画地は全て工場の敷地内となっている。建物の突出について、既存の工場の最高高さは不明だが、眺望点からの見え方の写真から、建て替える2棟と既存の工場は同一規模である。

[会長] 横に同じくらいの高さの工場が数棟確認できる。また、後に敷地境界線の細い道があるが、車の通りが多い道路ではないように見える。

[事務局] 当該計画の敷地内においては、過去に2回、増改築が行われており、直近では、平成27年に同規模の建築物が建築されている。過去の計画との違いは、令和2年に高度地区の基準が改定され、31mを超える計画は、諮問が必要であるという基準が設けられた。また、過去の計画でも、眺望点からの影響については検証している。そのため、今回の計画は過去の計画と同一規模であるため、影響は少ないと市側で、一度結論を出している。

[会長] 議題資料のパース図は、敷地内の建物直下から見上げており、公道上からはこのような見え方にはならない。そういった詳細な説明が無いと、議論が生じてしまうため、事業者のためにも説明を入れておくべきである。

[事務局] 他の審議会ではGoogleEarthの資料が添付されており、広大な敷地の割と中心に建て替えるため、周辺への影響は少ないと説明していた。今回も同じ議題資料を用意すべきであった。また、植栽計画については、工場立地法に基づき、建築行為がある場合、敷地の5%を植栽とすることと定めており、樹種は、高木、中木、低木の配置を義務付けられている。また、風致地区では高木は12mとすることと基準を定めているため、三菱電機からは、基準どおりに植栽することを聞いている。過去の計画との違いは、同一敷地の増築で、同一用途の建物となるため、開発許可に関する手続は不要となる。大規模開発事業の場合は、3段構成となっており、まちづくり審議会では、まちづくり条例に基づき、事前にこのような計画があると周知するものである。次に公共施設等の技術基準を協議する、開発事業条例となり、3つ目は、都市計画法に基づく開発行為に対する許認可手続となっている。今回の計画は、まちづくり条例の手続のみとなることが重要である。

[会長] 複雑ではあるが、これらの手続きは鎌倉らしいと思う。開発行為に対して、厳しい目が行き届くようになっていて、各々の役割を果たしている形である。

[事務局] 高さの基準について、鎌倉市は、全市域で高さの基準が設けられている。有名なのは、鎌倉市の55%を占めている風致地区であり、また、景観地区では15mまでと基準を設けており、その他には、高度地区で4種類に分けて基準を設けている。更には、市街化調整区域があるといった内訳があり、いずれかの地区には該当する構成である。

[委員] 高度地区を緩和することは、影響が大きいため、まちづくり審議会で景観の視点を設けることはできないか。景観に関する手続は最後になってしまい、根本的な意見を伝えにくい。

[事務局] 景観配慮協議は、法的拘束力が非常に弱い側面がある。また、まちづくり審議会については、周囲

に与える影響を広く議論する場であるが、景観に関する話題が非常に多い。特に単体の建築において、景観に対する配慮の内容は助言指導をまとめる際、多くなっているため、制度上、逆転現象が起きている。また当初は、景観配慮協議を、開発協議に関する3段構えの中心に組み込んでいたが、今は開発協議及び景観配慮協議は別という考え方方が強いため、あえて単独に分けている。大規模開発事業と呼ばれる、まちづくり審議会で審議し市長からの助言指導が出る計画は、その時点で景観配慮に関する協議を行うべきだと思う。

〔委 員〕意見が3つあり、1つ目は、高度地区の高さ制限については、緩和基準に則ることになるが、その際に景観についても言えるとよいと思う。緩和基準は、工業系の建築物及び、研究機関の業務、保育園、学校は、超えてよいとあり、用途だけで緩和できることに驚いた。東京都でこのような協議を行ってきたが、高さを超えると金銭面で有益に働くため、本来は公共貢献が求められる。例えば、運用基準のなかに、高さの最高限度を超える必要性があるものについては、景観若しくは公益上、有益となる機能があることと一文追加してはどうか。時代の変化に応じて、運用基準を変更していくべきと景観審議会から助言できると良いと思う。2つ目は、環境性能及び環境への配慮が求められるため、昨年度、国交省ではTSUNAG（優良緑地確保計画認定制度）という民間の緑地を認証する制度を設けて、14件認定した。こういった環境配慮が求められる時代に変わったため、緩和基準を受けるものについても、環境性能で認められている又は認証をもらっていることと運用基準を変えることはできるのではないだろうか。限られた敷地であっても、壁面緑化には様々な技術があるため、ベタ塗りのパース図は勿体ないと思う。壁面緑化等を行い緑視率をあげることで、高さを超えて良いという仕組みができるとよいと思う。3つ目は、深沢まちづくりのエリアに近いのか確認したい。エリアが近いのであれば、深沢まちづくりでは様々な基準及び景観について検討しているため、当該計画エリアも含めて美しく見えるまちづくりができるように、関連性が言えると良い思う。

〔事務局〕過去に工場に対して厳しい対応をとり、出て行ってしまった事例がある。また、開発事業条例に、環境負荷軽減の措置について盛り込もうとしたが、環境省の基準が曖昧であることと、工場立地法の緑化基準に、数年前から緩和基準が設けられてしまい、確固たる基準が見出せることができなかったため、基準をつくれなかった。今後の課題となる。3つ目については、エリアを広げすぎてしまうと、深沢まちづくり事業が行き詰まってしまう可能性があるため、エリアを広げることが難しい。

〔会 長〕報告事項ではあるが、委員各々の意見を引き上げてほしい。また、委員各々の理想形があり、出してもらった意見を検討するには、課題が多くあると理解したが、景観審議会で知恵を出し合い、委員各々の専門性に頼りながら、これらの課題を突破してほしい。

議題（2）の報告事項について了承ということによろしいか。

〔一 同〕異議なし。

〔会 長〕それでは、議題（2）の報告事項は了承とする。

### （3）報告事項3 令和6年度景観計画の実績報告について

事務局から資料に基づき、令和6年度景観計画の実績報告について説明

〔会 長〕ページ数が多く、きめ細かに報告されている。年度別の方向性、個別の実績結果もあり読み応えがある。紙媒体だけでなく、ホームページにも掲載をしているか。

〔事務局〕ホームページに掲載をしている。以前、委員から、関連項目にリンクを貼り展開できるようにしたら良いのではないかと意見があったため、ホームページから閲覧する場合は、関連ホームページに展開できるような形式としている。

〔委 員〕市民にはどのように公開されるのか。

- 〔事務局〕ホームページの新着情報に掲載される。
- 〔委員〕新着情報だけでは、伝わらないと思う。LINEでお知らせする等と、更に鎌倉市の景観づくりを周知してほしいと思う。
- 〔事務局〕今後は、LINEでも周知をしたい。
- 〔委員〕旧鎌倉図書館について、新しく生まれ変わったように見えるが、どのようなところが素晴らしいのか、市民にはわかりにくいため、説明があると良いと思う。
- 〔事務局〕景観重要建築物等に指定をする際は、景観審議会へ諮問をしている。現状の記載では伝わりにくいため、トピックスの記載方法を検討したい。
- 〔事務局〕景観重要建築物等は、その他に33件あり、他の建物も踏まえてパンフレットを作成している。また、ホームページでも伝えたい。併せて、トピックスの記載を検討したい。
- 〔会長〕新たに指定した2件については、期待がこめられている。また、水沼委員が見学会を開催し、歴史的な部分を残して見せていると話があった。建物内部を見学する機会は少ないため、建物の魅力及び鎌倉らしい部分を説明することは大切である。
- 〔委員〕実績報告ではダイジェスト版は作成しないのか。トピックスのみでも良いので、作成してほしい。また、LINEでのお知らせや、Instagramを活用し旧華頂宮邸建物公開等もお知らせすることはできないか。
- 〔事務局〕以前、試験的に、トピックスのみをA3両面にまとめて、ダイジェスト版を作成していた。良い取組ではあったが、業務量が増え難い状況であるため、5年間の実績報告がまとめられた景観計画の中間評価を、パンフレット版として周知するように変更した。また、広報部局からInstagramの使用は禁止されているため、全庁で使用ができない。担当部局には、委員からも意見があったと伝えたい。
- 〔会長〕専門家から効果があると伝えると後押しになると思う。他の自治体では、景観サポーターを学生に募り、広報等のお手伝いをしてもらっている。鎌倉市の景観に興味がある学生は多くいるため、募集をすれば学生は集まると思う。私が大学生の頃、学生たちで鎌倉未来塾というまちづくり活動をおこなっていた。このような活動によって、次の世代を育て、さらには中高生へと伝承して、良い人材を育ててほしい。
- 〔委員〕表紙が味気ない。景観はデザインであるため、表紙を綺麗な写真にすると印象が変わる。質実剛健が鎌倉らしいということで、逃げずに工夫してほしい。
- 〔事務局〕中間評価のパンフレットは派手にしているが、景観計画の実績報告はあえてこのような表紙にしている。
- 〔委員〕綺麗な景観を載せてはどうか。美しい表紙をお願いしたい。
- 〔事務局〕案となるため、表紙は検討したい。
- 〔会長〕以上、議題（3）の報告事項について了承ということでおよろしいか。
- 〔一同〕異議なし。
- 〔会長〕それでは、議題（3）の報告事項は了承とする。

#### （4）報告事項4 景観計画の改定について

事務局から資料に基づき、景観計画の改定について説明

- 〔委員〕更に細かいことを議論したいが、次の審議会は11月に開催となるため、半年間は、何を進めるのか知りたい。
- 〔事務局〕次の審議会を11月としているのは、仮の予定であり、10月に開催する可能性もある。次回審議会の際に、実施計画書などで具体的な方針を示し、目指すべき全体像及び、どのような内容を盛り込

むのか精査する。

〔委 員〕 盛り込む内容を議論する場はあるのか。

〔事 務 局〕 何もない状態で議論することは難しいと思う。秋頃の審議会では、市として考えた、盛り込む内容の案を示し、それらの内容を追加すべきか意見をいただきたいと考えている。

〔会 長〕 景観計画の枠組みができているため、改定ではその枠組みのなかで課題を検討する。鎌倉市の景観はこれで良いのかという事から、議題（2）で検討したような現場の課題を含めて、ベーシックな部分を議論したい。最初に景観計画を策定した際は、策定前に市民ワークショップ及び景観づくり賞を開催している。景観の良い事例を集め、ベーシックな部分を探り、積み重ねて景観計画を策定した。景観計画の枠組みは、本当にこれで良いのかということから、入ることも大事だと思う。また、議論できる場も良いが、市民の意見を聞けるイベントもいいと思う。

〔委 員〕 フレームが作られてしまうと、それを修正することしかできなくなってしまう。本来入れた方がいい視点が見落とされてしまう可能性がある。大まかな議論をする場を設け、全ての意見を取り入れることはできない可能性があるが、意見を出し尽くすことが委員の役割だと思う。

〔事 務 局〕 景観計画は平成19年に策定したが、上位計画として都市マスターPLANがあり、その大きな枠組みの中にある。そのため、ある程度はその枠組みで、検討を進める必要があるが、鎌倉市屋外広告物条例の制定では、審議会ではなく自主勉強会を開催したことから、そのようなことも視野に入れたい。

〔会 長〕 審議会は、市側から質問して検討する形式だが、当初あった景観デザイン委員会では、鎌倉の景観はどういうことを大事にすべきか、ベーシックな部分を議論する時間があった。また、審議会以外に自主勉強会という自由に議論をする場があり、ボランティアではあったが面白い会だった。今回も改定ではあるが、会長の提案で自主勉強会を開催してはどうだろうか。参加できない方は、資料をお送りするのが良いと思う。

〔委 員〕 抽出したキーワードの、根拠を知りたい。

〔事 務 局〕 毎年の実績報告や前回の中間評価で抽出したものや、景観法の位置づけのある、景観整備機構と協議をするなかで、実績報告及び意見交換によって課題となっているものを記載している。また、ウォーカブルなまちづくりなど、国交省も積極的に後押ししている事項を記載している。

〔委 員〕 景観協議の際に、接道部分自主管理通路をつくる必要があり、接道部にあった大きな木を伐採しなければならず、他の制度との関係で景観が立ち向かないことがあるが、鎌倉市にもそういったことがあるのか。関連する法制度とどう調整すれば、実質的に景観が良くなるのかという検証があつて良いと思う。

〔事 務 局〕 まちづくり空地の緑化事例については、個別案件ごとに、事業者を交えて、協議を行い双方にマイナスとならない解決策を検討しているが、関連法との連携は、盛り込んでいきたい。

〔事 務 局〕 まちづくり空地については、開発事業条例の改正で、緑化の面から控除することになっている。また、皆さんから意見をいただく場を設けるべきと思う。個別具体な課題は、これからでてくる。専門的な技術も含めて、様々な角度から意見をいただく必要があるため、自主勉強会の開催は有効である。新しい視点からの意見も必要であり、早い段階で、意見を集約するための下準備が必要である。

〔事 務 局〕 5月下旬に景観計画の策定の際に委託を行った事業者と打ち合わせを検討している。その打合せを踏まえて、進め方を検討したい。

〔会 長〕 鎌倉市景観条例が制定されて30年が経つ、最初は、鎌倉らしい景観とは何かから検討をした。主導権が行政になると、市民が置いていかれてしまう感じがする。かつては、イベントを実施し市民の参加があったが、時代が変わり市民の意識はどう変わっているのかが気になる。景観は、市民がつくるものであるため、市民の役割を見直して、一緒に何ができるのか検討したい。鎌倉市は市民

運動が盛んなまちであったが、そういう議論が少なくなり、行政依存になっている。また、専門家の役割も、盛り込んでいくことで、皆にとって良い形の景観計画にしていく視点をもってほしい。

[委 員] 高度地区の緩和に対しても言えるが、どういうプロセスを踏んで、景観を良くできているかという、プロセス論の問題を議論したい。外部専門家からの意見が、文章でまとめられていると、それが後押しになると思う。景観計画に記載することは難しいが、なにか景観計画改定による副産物を活用できると思う。

[会 長] 自主勉強会の開催を検討してほしい。

以上、議題（4）の報告事項について了承ということでおよろしいか。

[一 同] 異議なし。

[志村会長] それでは、議題（4）の報告事項は了承とする。

#### （5）報告事項5 つり下げ広告旗の審議の進め方について

事務局から資料に基づき、つり下げ広告旗の審議の進め方について説明

[委 員] 景観の先生に判断してもらう、或いは実施する日を決めて、部会を2～3人で行うことが良いと思う。条例との不整合については、改正若しくは、解釈を変えたら良いと思う。また、審議会には事後報告をし、各案件で学んだことを今後に生かすために、意見交換を行う形が良いと思う。

[委 員] 港区の景観アドバイザーとして広告物の審議を行っているが、その際に、バナーフラッグは賑わいをつくるものであるため、規制しすぎるのも望ましくないと議論になる。今後のやり方として、今年度は景観アドバイザーがデザイン審査を行い、それに伴い、段々と職員も学習するため、職員だけでデザイン審査を行えるようになるため、難解な案件だけを専門家が審査する形にして、職員に審査を任しても良いと思う。

[会 長] 港区では何件の審議を行っているのか。

[委 員] 毎週、10件程度を2週に1回行っている。

[事 務 局] 港区にもヒアリングを行ったが、バナーフラッグだけでなく、全ての広告物をアドバイザーミーティングで審議しているため、年間700件程度と聞いている。

[委 員] 広告会社が港区に掲出する場合は、これは気を付けないと意識が定着し、良い広告が増えていく。規制して厳しくするというよりは、育っていくというやり方となっており、それは、鎌倉市にもあってると思う。

[委 員] 港区の初代アドバイザーであるが、広告主によってレベルが異なる。大手企業はそこそこのものを持ってくるが、商店会長が希望したものは、厄介となる場合もある。鎌倉市もそういった場合が多いと思う。私の家の前に商店会があり、そこで掲出されるバナーフラッグは、自らがデザインをして、商店会長に提案をした。そのため、最後はデザインの質になってしまふため、地元の方が、デザインしたもの質をどう上げるかが課題になると思う。

[委 員] 実際に現地を見たが、掲出高さが高いため、目に入らなかった。地域との親和性は、キャラクターが兜を被るだとか、着物を着るだとか、鎌倉らしいものにすれば、目につくと思う。目につければ、d払いに繋がり売上げも上がるのではないだろうか。

[委 員] 1カ月間、掲出をして、商店会の方若しくは一般の方から、どのような反応があったのか若しくは反応が無かったのか知りたい。反応が無いことも1つの反応である。

[事 務 局] 商店会と、実施終了後に定例の協議を行ったが、バナーフラッグへの意見を含むキャンペーンのアンケートは、集計中である。参加された商店会の役員の感想は、思っていたより地味であったと意見があった。ただ、キャンペーンの参加店舗が当初より増えたのは、バナーフラッグを掲出することも含め、各店舗へ説明したことにより、参加店舗が増えた。商店会の加盟率が下がっているため、有効なツールとして働いたとも意見があった。

〔委 員〕 広告主のドコモからは、どのような意見があったのか。

〔事務局〕 ドコモ側の担当者とは対面で話ができないが、商店会の役員を通じて、キャンペーンは成功したため、引き続きキャンペーンを行いたいが、コーポレートカラーをもっと使用したいと意見があったと聞いている。市の基準を満たす中で、コーポレートカラーを使用したデザインを検討していただきたい。

〔委 員〕 丸の内仲通りは、リガーレという団体がバナーフラッグを掲出しており、バナーフラッグで使用した材料で、デザイン性に優れたものは、トートバック、コースター及びワンピース等に再利用している。鎌倉市らしい広告物を作つてもらい、掲出が終わった後も、まちづくりのツールに使えるような仕組みを考えてほしい。事業者には、デザインをしっかりとやってもらう必要があり、2次的効果が期待できるようなデザイン誘導をしていく必要があると思う。

〔会長〕 バナーフラッグのような仮設的なものに対しては、許容度を分け、商店会にとって有効なものは、少し大胆にして良いと思う。どう、許容度に差をつけるかは、改めて議論をしたい。  
以上、議題（5）の報告事項について了承ということでおよろしいか。

〔一 同〕 異議なし。

〔志村会長〕 それでは、議題（5）の報告事項は了承とする。